



長野県報

1月19日(月)
平成16年
(2004年)
第1525号

目 次

告 示

森林法に基づく森林計画の変更（5件）（林政課）	1
解除予定保安林（3件）（森林保全課）	2
道路の区域変更（道路維持課）	2
道路の供用開始（道路維持課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可（建築管理課）	4
指定講習機関に関する規則に基づき指定を受けた者の代表者の氏名の変更（東北信運転免許センター）	4
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づき認定を受けた者の代表者の氏名の変更（東北信運転免許センターノ）	4

公 告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	5
家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生の報告（畜産課）	5
都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	5
都市計画案の縦覧（都市計画課）	5
土地改良事業の工事の完了（2件）（土地改良課）	6
土地改良区の役員の就任（土地改良課）	6
土地改良区の役員の就任及び退任（土地改良課）	6
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請に係る審査結果（3件）（農村整備課）	7
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査（東北信運転免許センター）	8

正 誤

正誤（森林保全課）	10
-----------	----

告 示

長野県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、中部山岳地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課、長野県松本地方事務所及び長野県北安曇地方事務所において縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県知事 田中康夫

林政課

長野県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、千曲川下流地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所において縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県知事 田中康夫

林政課

長野県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、木曾谷地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課及び長野県木曾地方事務所において縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県知事 田 中 康 夫

林 政 課

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

長野県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、伊那谷地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所及び長野県下伊那地方事務所において縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県知事 田 中 康 夫

林 政 課

長野県告示第22号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年1月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡飯島町田切1212の6・1212の339・1212の340・1212の424から1212の426まで（以上6筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

長野県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、千曲川上流地域森林計画をたてました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課、長野県佐久地方事務所及び長野県上小地方事務所において縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県知事 田 中 康 夫

林 政 課

長野県告示第23号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年1月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡宮田村4752の7・4752の8・4752の13・4752の14・4752の24・4752の62から4752の66まで・4752の68・4752の70・4752の74から4752の76まで・4752の79・4752の80・4752の82から4752の87まで（以上23筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

長野県告示第21号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年1月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

駒ヶ根市中沢7392の177、7392の179、7392の180、7393の82、7393の97、7393の98、7393の101から7393の104まで、7393の106、中澤7393の75、7393の76、7393の78

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から平成16年2月3日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県知事 田 中 康 夫

- (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野戸隠線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字桜字一本松572番の2地先から 長野市大字桜字一本松559番の5地先まで	旧	m 6.0~18.5	km 0.4050
同上	新	10.0~30.0	0.4295

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 野村上牟礼停車場線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡牟礼村大字牟礼字裏町2567番の1地先から 上水内郡牟礼村大字牟礼字居村2677番の5地先まで	旧	m 6.4~17.0	km 0.2880
同上	新	9.4~24.8	0.2880

道路維持課

長野県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年2月3日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年1月19日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 長野荒瀬原線
 (2) 供用を開始する区間
 上水内郡三水村大字芋川字寺村322番の1地先から
 上水内郡三水村大字芋川字中峰前田2672番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年1月21日

2(1) 路線名 長野戸隠線

(2) 供用を開始する区間

長野市大字桜字一本松572番の2地先から
長野市大字桜字一本松559番の5地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年1月19日

道路維持課

長野県告示第26号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所及び村役場に備え置きます。

平成16年1月19日

長野県知事 田中康夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
西海野	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域	小県郡東部町	本海野 和	岩下 丸山	77番6 1091番1	1号 2号
			“ “	“ “	1093番2 1093番4	3号から5号まで 6号
			本海野	岩下	92番2 98番1	7号及び9号 8号
			“ “	“ “	90番1	10号
			“ “	“ “	78番1	11号

番所	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域	南信濃村	八重河内		801番1 854番 853番 851番1 845番 790番 793番 799番口	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号	
----	--	------	------	--	---	--	--

砂防課

長野県告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を次のとおり認可しました。

平成16年1月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 業務区域を増加する指定確認検査機関の名称及び住所
 財団法人長野県建築住宅センター
 長野市大字中御所字岡田79番地5
- 2 1の指定確認検査機関に係る指定の区分

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号に掲げる区分

3 増加する業務区域

長野市のうち千曲川の東南及び犀川の南の区域

4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

長野市篠ノ井御幣川306番地1

5 業務区域を増加する年月日

平成16年4月1日

建築管理課

長野県公安委員会告示第1号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成16年1月19日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

指定を受けた者			特定講習を行う事務所		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
株式会社諏訪中央自動車学校	諏訪市大字四賀558番地	長田洋一	諏訪中央自動車学校	諏訪市大字四賀558番地	長田洋一	守屋榮三郎	平成15年12月17日

東北信運転免許センター

長野県公安委員会告示第2号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成16年1月19日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
株式会社諏訪中央自動車学校	諏訪市大字四賀558番地	長田洋一	諏訪中央自動車学校	諏訪市大字四賀558番地	長田洋一	守屋榮三郎	平成15年12月17日

東北信運転免許センター